

**令和3年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」
の結果について**

1 調査の概要

（1）調査目的

本調査は、神奈川県教育委員会が市町村立学校における体罰の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努めるようにするとともに、各学校で体罰の根絶に向けた取組みをさらに進めることを目的として実施するものです。

本市におきましては、本調査を活用して本市教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶を図るために実施するものです。

（2）調査主体 神奈川県教育委員会

（3）実施主体 藤沢市教育委員会

（4）調査内容 令和3年度の学校生活全般における教職員等による体罰の状況等

ア 教職員向け調査

（ア）調査対象期間 令和3年4月1日（木）～令和4年1月19日（水）

（イ）調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・総括養護教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・臨時的任用職員・非常勤講師・サポート講師・部活動外部指導者 約1,998人

（ウ）調査方法 教職員等は、教職員用回答用紙に記名の上で校長に提出

イ 児童生徒及び保護者向け調査

（ア）調査対象期間 令和3年4月1日（木）～令和4年2月4日（金）

（イ）調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

（在籍数 R4.1.4 現在）

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	3,794	3,797	3,862	3,860	3,895	3,961	23,169
中学校	1年	2年	3年	—	—	—	—
	3,625	3,660	3,506	—	—	—	10,791
特別支援学校	小学部	中学部	高等部				
	85	29	31	—	—	—	145
合計	—	—	—	—	—	—	34,105

※以後、調査集計の特別支援学校小学部は小学校、中学部・高等部は中学校に含んで集計した。

(ウ) 調査方法

学校を通して、保護者向け説明資料等（資料1）を配付。児童生徒及び保護者は、学校名、学年を原則として記入（無記名回答は可）し、パソコン、スマートフォン等から専用のURL又は二次元コードを使い回答するか、学校等に設置された調査用紙（資料2）を教育指導課に郵送する。

(5) 回答数

ア 教職員向け調査

(単位：件)

校 種	令和3年度	令和2年度
小学校	4	10
中学校	3	7
合 計	7	17

イ 児童生徒及び保護者向け調査

(単位：件)

校 種	令和3年度	令和2年度
小学校	89	27
中学校	25	14
合 計	114	41

※令和3年度は、上記のうち事案の記載があったものが、小学校10件、中学校が3件（合計13件）であった。

(6) 令和3年度児童生徒及び保護者向け調査における回答の種類及び再調査を依頼した数

(単位：件)

校 種	令和3年度		令和2年度	
	総数	再調査依頼数	総数	再調査依頼数
小学校	89	8	27	11
中学校	25	2	14	9
合 計	114	10	41	20

※中学校の1通に3人の対象者の記載があり、件数は1件としてカウントした

(7) 再調査の依頼に含まれない案件

ア 事実が特定できないもの

(具体例)：記載されている事項から、具体が判断できない

イ 学校の運営に関するものや体罰以外の学校への訴え

ウ 調査期間以前の報告

※該当校が分かる小学校2件、中学校1件には情報提供した

(8) 再調査方法

校長による該当教諭又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り

(9) 体罰に関する考え方

＜懲戒と体罰の区別について＞ 文部科学省 平成25年3月の通知

「実際に行った懲戒の行為が、体罰かどうか判断するに当たっては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」

2 再調査結果について

再調査の結果、県教育委員会に体罰として報告する事案はなかったが、体罰につながる可能性のある事案や不適切な指導の事案があり、以下の通り対応した。

※表中の

「市教育委員会による指導」は…体罰につながる可能性のある事案や不適切な指導の事案であり、市教育委員会による特段の指導が必要であると判断した事案

「校長による継続的な指導」は…体罰につながる可能性のある事案や不適切な指導の事案

「校長による注意」は…不適切な指導につながる可能性のある事案

(1) 教職員向け調査についての再調査後の対応

(単位：人)

		令和3年度			令和2年度		
		小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
県教育委員会に報告		0	0	0	0	0	0
市教育委員会による対応	市教育委員会による指導	4	0	4	1	2	3
	校長による継続的な指導	0	3	3	9	4	13
	校長による注意	0	0	0	0	1	1
	事実が認められなかったもの	0	0	0	0	0	0
合計		4	3	7	10	7	17

(2) 児童生徒及び保護者向け調査についての再調査後の対応

(単位：人)

		令和3年度			令和2年度		
		小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
県教育委員会に報告		0	0	0	0	0	0
市教育委員会による対応	市教育委員会による指導	2	0	2	0	1	1
	校長による継続的な指導	5	3	8	7	4	11
	校長による注意	0	1	1	2	2	4
	事実が認められなかったもの	1	0	1	2	2	4
合 計		8	4	12	11	9	20

3 保護者からの主な意見

- (1) 児童や保護者に対し、冷たいと思われるような言動や態度が見られ不満を感じる。
- (2) 子どもの自尊心を傷つけるような言動が多かったりして、子どもが先生のせいで学校が楽しくない、行きたくないと言っている。
- (3) 授業中、生徒を怒鳴るような指導が多く、常に怒鳴る声が響く学校環境下で、具合が悪くなっても怖くて先生に言えない。

4 考察

令和3年度は、教職員向け調査では、前年度から小・中共に減少し、児童生徒及び保護者向け調査でも、再調査を依頼した件数は、小・中共に減少しました。しかし、体罰に至らないものの、依然として児童生徒を傷つける言動や威圧的な指導等、不適切な指導が認められます。

保護者からの意見にあるような教職員の態度は、教職員の日頃の言動や態度、児童生徒への注意や指導の仕方についての、教師としての在り方が問われていると考えます。また、児童生徒個々の特性やおかれた状況等の理解に至らず、教師自身が感情をコントロールできなくなり、高圧的な指導となったものも見受けられました。

児童生徒の誤った言動に、教師が毅然と指導することは大切です。児童生徒が、その指導を自分事として受け止め、理解することができるのは、指導した教師との間に信頼関係がある時です。教職員は、児童生徒一人ひとりに細やかに目を配るとともに、人格を尊重する意識をもって向き合い、児童生徒理解に努めることが重要となります。

今後も体罰や不適切指導等の根絶に向けた教職員の意識改革、及び指導方法に

視点をあてた研修等、継続的な取組が必要です。

なお、今回初の試みとなる電子化による調査については、事案の記載が無記入のものが、小・中合わせて101通ありました。これまでの紙媒体と同じ質問内容のアンケートでしたが、初の調査形態に対するわかりにくさや、記述形式の回答しづらさ等もあったことが考えられます。令和4年度調査に向けて、改善を図ってまいります。

5 今後の取組

令和4年3月に改定した「藤沢市教職員人材育成基本方針」を基に、管理職研修をはじめ、経験者研修や各担当者会及び各学校におけるOJTを通じ、教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、ゼロにしていくという教職員一人ひとりの意識改革や人権感覚を磨く実践的な取組を具体的に推進していく必要があります。

また、保護者や地域からの信頼を得るために、引き続き体罰を許さない環境づくりに努め、安全・安心な学校づくりを目指し、次のことに取組んでいきます。

(1) 体罰を認めない学校の環境づくり

校長のリーダーシップのもと、「体罰や不適切な指導は許さない、絶対やらない」という体罰根絶に向けて、教職員が常に学び合い、授業や部活動等における指導についての悩みを語り合い、体罰によらない指導について協議をするなど、一人ひとりが主体的に取組み、指導力を向上させるためのOJTの充実を図ります。

また、様々な特性のある児童生徒に対する理解や多様な背景をもつ児童生徒への児童生徒指導の在り方など、適切な支援や指導の方法について組織として指導方針や指導内容を明確にして対応すること等、指導体制を確立し、体罰を認めない学校環境づくりを推進します。

(2) 教職員の指導力を向上させる教育委員会による研修の充実

各年次経験者研修や各種担当者会等において、県の「体罰防止ガイドライン」や「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」等の資料を活用し、支援教育の視点に基づく体罰によらない指導方法や体罰についての法的知識、体罰が起きる背景等の知識を深め、教職員の意識改革に努めていきます。

また、臨時的任用職員、非常勤講師に対しては、学校人材育成支援員による新規臨時的任用職員研修や学校訪問研修及び土曜研修講座において、体罰や不適切な指導は絶対許されないということを学ぶ研修を実施します。

部活動については、藤沢市教育委員会が2019年3月に策定した「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」の中の『2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組みの項、(1) 適切な指導の実施』を基に、個々の生徒の人格を尊重した部活動を行っていきます。また、部活動の各専門部会において、「一人ひとりを認め尊重する指導」についての講話や研修を実施します。

2022年（令和4年）1月25日

保護者の皆様へ

藤沢市教育委員会

令和3年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査のお願い

本市教育委員会では、学校における体罰の実態を把握し、体罰の根絶に向けた取組を進めるため、神奈川県教育委員会の依頼により、本調査を実施します。調査の実施について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

児童・生徒のみなさんは、体罰を受けたり、見たことがある場合には、次の回答方法により、回答してください。お子様本人で記入することが難しい場合には、保護者の方と一緒に回答してもかまいません。また、保護者の皆様も、体罰について市教育委員会に伝えたいことがありましたら、同様の回答方法でご意見をお寄せください。

回答内容や回答された個人情報については、調査の目的以外では利用しません。また、実際にあった体罰にしっかりと対応するため、お話を聞き取るなど、ご協力をお願いすることがあります。

【回答方法】

令和3年4月1日からこれまでの学校生活での出来事について、パソコン、スマートフォンなどのインターネットに接続可能な機器から、次に記載したURL又は二次元コードを使って回答することができます。

また、学校には、「回答用紙」付きの返信用封筒を【職員室前】に設置しております。それを使って郵送で回答することもできますが、どちらか一つの方法で回答してください。 回答期限は、令和4年2月4日までとなります。期日を過ぎた事案は、教育指導課までご相談ください。

なお、体罰を受けたり、見たりしたことがない場合は、回答する必要はありません。

○直接リンク URL又は二次元コード（受付期間 1月26日～2月4日まで）
<https://forms.gle/k8VNkJnGitmnznK2A>



現在、体罰を受け困っている皆さんは、ひとりで悩まず保護者の方に相談をしましょう。保護者の皆様は、ぜひ学校の管理職の先生にご相談ください。

■ 問い合わせ先 保護者等の相談も受け付けています。

◇藤沢市教育委員会 教育指導課 連絡先 (0466) 50-3559

（裏面に続く）

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。
「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」抜粋

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 試合中に相手のチームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

この部分にのりをつけ、用紙の一番下を☆印にあわせ三つ折りにして封筒にしてください。

回答用紙

令和3年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査

資料2

藤沢市立 学校 年 組 児童生徒名 ()

※学校名と学年は必ず記入してください 名前は書かなくてもかまいません

1. 体罰を受けたことがある

(1) 体罰を受けたのはいつ頃ですか 年 月 日 頃 (はっきりしない場合はおよそでかまいません)	(2) 教職員は誰ですか	(3) 記入したのは誰ですか 本人 保護者 その他 該当するところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか		(5) 場所はどこでしたか
(6) どんなことをされましたか		
(7) どこがどのようにいたくなりましたか		

2. 体罰を受けているのを見たことがある

(1) 体罰を受けていたのはいつ頃ですか 年 月 日 頃 (はっきりしない場合はおよそでかまいません)	(2) 教職員は誰ですか	(3) 記入したのは誰ですか 本人 保護者 その他 該当するところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか		(5) 場所はどこでしたか
(6) どんなことをされていまいましたか		
(7) 誰が体罰を受けていまいましたか		

3. 体罰について、教育委員会に伝えたいことがありましたら、記入してください

※教育委員会からすぐに連絡がほしい場合には、連絡先をご記入ください ()

記載事項がない方は、提出の必要はありません

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり